

小さい者の一人が減びることは天にいますあなたがたの父のみ心ではない。



社会福祉法人 小羊学園

〒431-1304

静岡県浜松市北区細江町中川7440-1

電話：053-437-0826 FAX：053-437-0849

E-mail kohitsuji@imix.or.jp

H.P <http://www.kohitsuji.or.jp/>

発行人：稲松義人

印刷所：聖隷サービス(有)

定 価：一部 30 円

2008年2月20日

第 300 号

支えられて生かされて

協力者の広がり感謝して

理事長 稲松義人

つ のぶえが今回で三〇〇号となりました。私は一九九〇年四月の一九号から編集に関わるようになり、創立者である故山浦俊治理事長の急逝のあと一九九五年一月の一七一号から第一面も私が主に担当してきました。つ のぶえは、小羊学園での利用者や職員の日常の様子をご支援くださる方にお伝えすることが当初からの目的であります。が、本物の角笛は、散在する多くの人や動物に向けて発信者の意図を伝えるために用いられました。より多くの方に読んでいただきたいという願いをこめて、二〇〇〇年六月の二二六号からA4版に紙面を改め、現在のような紙面になっています。

しかし、つ のぶえの発送先は、それ以前と変わらず、小羊学園に関わりをもってくださいました方にお送りすることで過ごしてきました。関係機関の他、ボランティアに来てくださった方やご寄付くださった方が主な対象で、読者は広がるには至りませんでした。

今回、小羊学園(児童寮・青年寮)の移転工事のための資金不足から、特別募金をお願いすることになり、ご協力者の輪が広がっています。以前から

ご支援くださっている皆様からのご送金に加えて、ご紹介があってご協力くださる初めての方からのご支援が寄せられています。これを機会につ のぶえをお読みいただければ幸いです。

移転の工事はすでに始まっています。入所する者は今年の秋には新しい建物に引っ越すこととなります。施工者に最終の工費の支払いをするのは一月頃の予定です。それまでにできるだけ多くの資金を集めたいと思います。目標金額二億円は私たちにとっては途方もない金額です。残りの額は借入額を増額して対応しなければなりません。返済のことを考えると多くの借入金はその後の運営を圧迫しますので、できるだけ目標に近づけられるよう、これからもチャンスがあれば協力をお願いをしていきたいと思っています。

今回の協力をお願いをしたつ のぶえ二九六号で、私は「たとえどんな障がいをもって生まれてきたとしても、すべての子どもたちが一人ももれることなく、幸せな生涯をおくれるように」ということが小羊学園の願いだと書きました。しかし、このような大きな目標は、小羊学園だけで達成されるものではありません。子どもたちが生まれ育つのは、本来はそれぞれのご家庭であり、成長しつつ一人の人間として生きていくのはそれぞれの地域社会においてです。小羊学園の働きが、新しく

なる建物の中だけに留まっていたら、私たちの願いは達成できません。そこでなされる私たちの実践は、地域社会の中にある一人ひとりの生活への支援でなければならないと思っています。

小羊学園のことをご心配くださる多くの方たちが、小羊学園の事業を通して色々なかたちで支援を必要とする人たちのことをご理解くださり、その人たちの人生がより豊かなものになっていくために連帯してくださることを心から願ってやみません。

今回ご協力くださった皆様に、一日も早くお礼を申し上げなければならなと思います。思うように時間がとれず、お礼状(領収書)が遅れてしまっています。心苦しく思っています。

しかし、小羊学園を利用される方たちの生活に添う中で、毎日のように次から次に様々なことが起こります。それに加え、在宅の方たちの相談や利用希望に対応についてもできるかぎり受け入れようと調整します。事務的には、以前とは比べものにならないほど複雑で多くの手続きを求められるようになっていきます。さらに管理責任も厳しく求められる時代になってきました。

到底自分たちの力では担いきれない多くの課題につぶされそうになりながらも喜びをもって過ごせるのは、友情をもって忍耐くださり、私たちの願いに心を合わせてくださる皆様の祈りを感ずることができからです。

障がいのある 人たちの 福祉をめぐって



稲松義人

「障がい」という表記をめぐって

ときどき、どうしても「障がい」という書き方をするのですかという質問を受けます。漢字で書くと「障害」と書くのが一般的で、法律などには「障害」という表現が使われていますので、例えば「障害者自立支援法」と書くときなどは、私もそのまま「障害」を使うようにしています。しかし、「害」という字には「障」と同じように「さまたげ」という意味もありますが、「そこなう」「災い」という意味もあります。「障害のある人」が「災いのある人」のように受け取られてはいけませんので、「害」の字を使わないのがよいと思っています。「障害」は本来「障碍」と書く方がよいようです。「障」も「碍」も「さまたげ」という意味で、「障害物競走」の障害物を考えると分かり易いように思います。競走すると

きに、様々な「前進をさまたげる物」があって、その課題をクリアしながら前進する競技です。同じように「障がいのある人」は、生活をするときに何らかの「障碍」がある人のことですから、本人が「障碍」なのではなく、生活するときに本人の立場から見て様々な「障碍」がある方たちのことなのです。その意味からは、英語のインペアメント、ディスアビリティも「障がい」と訳されてきましたが、ハンディキャップという英語が「障がい」の意味に近いということになります。ましてや「障害物」と同じように「障害者」と表現してしまうと、本人が「障がい」であるかのように誤解されてしまいます。韓国では、最近ではハングル表記が一般的ですが、漢字表記にすると「障碍人福祉」となるようです。日本では「碍」の字が当用漢字ではないので「障害」と表記することが多くなってしまったのだと思います。

「特別支援教育」から思うこと

障がいのある子ども教育が「障害児教育」「特殊教育」から「特別支援教育」という呼び方になりました。これは単に表現が変わっただけではなく、意図するものがあって変わったのだと受け取っています。これまで「障害児」とされてきた子どもに加えて、「極端

に落ち着きのない子」や「集団に入れない子」「知的障がいではないのに学習の進まない子」なども含めて、一人ひとりのニーズに合わせて個別の支援計画に添って教育しようということだと理解しています。本来はすべての子どもが個々の特性（ニーズ）に合わせて教育を受けてよいと思いますが、その中で特に配慮された支援計画が必要な対象者が「特別支援教育の対象者」ということだろうと思っています。

しかし、特別支援教育が制度化される過程で、どの子が特別支援教育の対象者かを特定したいという思いが出てきます。ADHDとかアスペルガーとかLD等々の医学的な診断がなされることによって特別支援教育の対象者とされる傾向があるようです。また制度上に「発達障害者」という新しい用語も出てきています。医学的な診断が必要でないということではなく、それによって特別支援の要否を決めるのは、これまでの障がい福祉制度と同じように「障がいのある人」と「障がいのない人」を社会的に分離することにつながるのではないかと懸念しています。

「障がいのある人」の福祉

社会福祉は、特に制度上は、児童福祉、高齢者福祉、障がい福祉などに分けて考えられます。児童福祉の対象年

齢は、原則として一八歳未満とされており、児童とされる年齢のうちで支援が必要とされる子どもが実際の支援の対象となります。高齢者福祉も高齢者とされる年齢の方のうち、介護などの支援が必要とされる人が対象です。しかし、障がい福祉の場合には、まず「障がいのある人」とはどのような人なのかということの判断基準が必要となります。この判断は、医学的な診断が基本になっています。児童や高齢者は、暦年齢で区切っているので明確です。障がい者福祉においては、医学的にみて障がいがあるかどうかを見て、その範囲で必要とされる支援をしてきました。例えば知的障がいについては、IQなどの心理検査の結果を参考にして障がいを認定してきました。ですから高機能自閉症など、IQなどの指数が高い人は実際の生活で困っていても対象から除外されました。下肢に同じように不自由がある人は、農村で暮らしても、都市で暮らしても医学的な診断は変わりませんが、実際の生活の不便さは違うのだろと思うられます。実際には医学的な診断だけでは、その人の生活上のニーズは知ることができないのではないのでしょうか。

ソーシャルワークの専門性

何らかの支援を必要とする人の本当

のニーズを受けとめ、適切な支援に上げていくこと。ソーシャルワーカーの専門性はそこに発揮されるべきではないかと思えます。適切な支援を提供していくに当たって、身体的な特性・疾患、あるいは精神的な診断のような医学的所見が加わることは大切なことです。しかし、それだけで必要な支援についての判断ができるのではなく、その人の置かれている家庭や地域などの環境、その人の主体性を尊重しつつどのような支援がどれくらい必要かという見極め、また、それらの支援をどのようにしたら提供できるのかについてマネージメントする専門性は、ソーシャルワーカーとしての役割ではないかと思えます。

例えば、教育の現場においても、残酷な殺傷事件や大規模な震災に遭遇した子どもに、学校でカウンセラーをつけたり、大人が登下校に付き添ったりして対応する話を聞きます。母親を病気で亡くして学校を休みがちな子どもには、必要に応じて家庭訪問するなど、担任の先生が特別の配慮をすることもあるでしょう。これは、狭義の教育ではなく、限りなくソーシャルワーク的な視点でなされるケアではないかと思えます。そして、このような支援こそ「特殊教育（障害児教育）」の枠を超えた「特別支援教育」のヒントになるのではないかと思えます。

前述のような特別の支援が必要な子どもを、いきなり別の学校に分けて教育しようとは思いません。きっと友だちとの交流の中で、家庭や地域の環境の中で育つことを前提にして様々な工夫、配慮がなされるのではないかと思います。障がいのある子どもたちに対しても、同じような配慮があってほしいと思います。

地域福祉の枠組みの中で

学校教育の枠組みの中での特別支援ではなく、その人の生活全体、あるいはライフステージに沿って将来をも視野に入れて支援をしようとするとき、そのようなソーシャルワークは、どこが中心になって担うのがよいのでしょうか。私は、市民生活に一番近い行政の責任でなされるのが本来だと思えます。戦後の福祉制度においては児童相談所や福祉事務所がそれを担うことが期待されたのだと思います。しかし我が国の社会福祉が施設への措置を中心に展開してきたため、本来のソーシャルワークのしくみが育たなかったのではないかと思えます。また、昨今の社会福祉の制度改革では、その責任の中心を市町村に移そうという流れがありますが、ソーシャルワークの視点も、サービスの供給についても十分の力量のないままに、権限が委譲され、福祉

事務所や児童相談所が果たしてきていたソーシャルワークの役割が弱くなっているように感じます。

市民生活により密着した市町村にそのような人材が確保されシステムが構築されれば、より実態に沿ったソーシャルワークができるのだらうと思います。しかし、そのためにはもう少し段階を踏んで準備する必要があるのではないのでしょうか。

児童福祉と教育の連携

家族のような生活共同体（温かな家庭）の中で大切にされながら育つことは、基本的にどの子にも保障してあげたい環境です。また、地域に住む同年齢の子どもたちと一緒に育つこと、また異年齢の集団での経験も、将来一人の社会人として生きていくためには大切な経験です。これもすべての子どもに必要な経験だと思えます。たとえ障がいがあっても、同じ地域に育つ子どもたちと同じ学級で学ぶことは、一緒に学ぶことそのものが教育的な環境だからです。

教育を受けるために、周りの刺激が多すぎて集中できなかったり、本人のもつ理解力に会わなかったり、理解するために現状の教材や環境が何らかの「障碍」になっている子どもたちには、この「障碍」を取り除くような特別の

支援が必要です。しかし、それは別の集団に分けて教育することではないと思います。同世代の友人たちとの関係の中で学ぶことの意味を考えると、常に別の枠組みに移して教育することで、新たな「障碍」を作ってしまうことになるのではないのでしょうか。特別な支援が必要な友だちのことを知らずに育ってしまった人たちが、彼らにとって無理解という「障碍」になってしまう可能性があるからです。

これからの市民福祉の構築のために

特別な支援が必要な人に、制度的な支援が届けられる以前に、地域社会の中に、助け合いという努力の中で届けられる支援が育てられるとしたら、制度として整備すべき社会福祉の枠組みは少し違ったものになるのではないかと思います。行政に配置されたケースワーカーも、施設に所属する支援スタッフも、制度や施設の枠の中だけで、自分たちの役割を整理しようとしてきたのではないかと反省させられます。コミュニティワークの視点と技術をもった、総合的なソーシャルワーカーが育成されることを、また、行政の担当者には、関連分野を踏まえた総合的な福祉施策の提案ができるワーカー（ソーシャルプランナー）が育成されることが求められていると感じます。

コミュニティの再生をめざして⑦ 湖北地区の農協祭に 出店

児童寮・青年寮・デイケアホームでは、去る一月二七日（日）に開催された地元の農協祭に久しぶりに出店しました。以前に旧細江町の農協で開催されていたときには毎年参加していた頃もありましたが、職員の負担になると、お手伝いくださる利用者のご父兄も高齢の方が増えてきたこともあって不参加になっていました。今回、移転改築を前に、多くの方からご心配いただき献金をお送りいただいているのだから、自分たちも努力をしようという声が職員から上がり、家族会にも協力をお願いしました。口コミであちこちから寄贈品が集まり、職員も時間を割いて整理をしました。当日は家族会の皆さんが交代でお手伝いに来てくださり、お天気にも恵まれておおぜいの来場者がありました。朝にはテントの中にいっぱいだった品物がみるみるうちに減っていきました。小羊学園の隣には、細江あすなろ作業所が、その隣には引佐草の根授産所が出店しており、こ



毎年恒例の餅つき会（1月18日）

れまでも交流のある地元の通所施設ですが、同じ地域で活動するもの同士としての親しみをあらためて感じました。旧引佐郡は、浜松市との合併と政令指定都市への移行により旧浜松の三方原、都田地区とともに北区としてスタートしたところです。新しい浜松市は、政令指定都市の中では最も広い面積だと言われ、都市部と農業地区、山間部を合わせもつ多様性を合わせもつ市です。今回のような地元を感じられるイベントはとても意味のあることだと思えます。寄贈品を他より廉価で買っていたくバザーでの収益は、準備の労力を考えると決して大きな額ではありませんが、地元との交流と、久しぶりに職員と利用者のご家族と一緒に協力して取り組めたことはとても大きな成果であったと思います。暖かくなったら小羊学園独自のバザーも計画したいと職員たちでは話し合っています。

小羊学園移転計画

建設地の用地整備が進んでいます

1月9日、晴天に恵まれて、起工式をすることができました。募金の協力の輪が広がっていることに感謝します。まだまだ目標額には遠いですが、少しずつ前進していることに大きな励ましを感じます。

民間の社会福祉団体として、市民の皆様の善意に支えられて仕事ができることは、とても意味のあることだと思います。これから多くの皆様に応援してもらえようような仕事でなければならないと思います。

どうぞ、これからも募金目標の達成のため、また、今年秋からの新しい歩みがつつがなく始められますようにお祈りください。

続けて皆さまの周囲で新たにご協力いただけそうな方をご紹介いただければ幸いです。今回も心からの感謝をもって中間報告をさせていただきます。



小羊学園・移転改築計画にご協力ください

（口座名義）「小羊学園を支える会」

郵便振替口座 00890-4-45415

りそな銀行浜松支店（普通）040005

静岡銀行細江支店（普通）043483

必要があれば、募金のお願ひ（振込用紙）を、お送りいたします。下記へご連絡ください。

問い合わせ先：小羊学園

〒431-1304 浜松市北区細江町中川 7440-1

電話 053-437-0826

《職員募集》緊急

①小羊学園の生活支援員

小羊学園児童寮・青年寮では、今すぐでも、生活支援員として働いてくださる方を緊急に募集しています。

お問い合わせ：小羊学園（稲松）

電話（〇五三）四三七〇―八二六

②つばさ静岡の看護師募集

つばさ静岡は、静岡市にある重症心身障害児者施設です。看護師による医療的なケアを必要とする人たちの入所施設です。

お問い合わせ：つばさ静岡（羽山）

電話（〇五四）二四九―二八三〇

編集後記

新年も二月の後半になってしまいました。多くの皆様にご支援いただきながら、つのおぶえがなかなか発行できずに日を過ごしてしまいました。先行きの不透明感はぬぐえませんが、様々なことに追われながら、月日だけは着実に過ぎていきます。つのおぶえも三〇〇号を数えることになりました。もう少し多彩な記事を掲載したいと思いつつ、今回は特にほとんど個人の文章になってしまいました。申し訳ありません。皆様から何かご意見などありましたら是非お聞かせください。寒風の残る季節です。どうぞご自愛ください。（一）